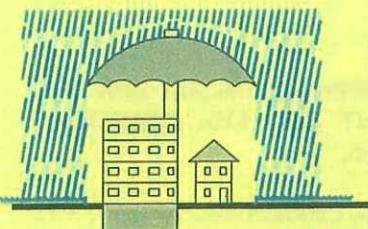


大雨に備えた建物をつくりましょう！



平成18年9月1日から、
「草津市建築物浸水対策に関する条例」
が施行されます。

近年、集中豪雨等の増加による災害が、全国的に頻発しています。水害が発生しますと、建物の被害はもちろん、生活に大きな支障が生じ、回復するのに相当な時間がかかります。もし、これから、建物を新築、改築したり設備の改修等をお考えであれば、ぜひ、浸水対策を考慮した設計をお考えください。

条例の仕組

市の責務

浸水のおそれのある区域や浸水対策の整備指針等の情報提供に努めます。市の建築物の安全確保に努めます。

市民・事業者の責務

市の提供する浸水に関する情報をもとに、自らの責任において浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行なうことが求められています。

特定建築物の建築主の責務

特定建築物を建築しようとする場合は、浸水対策の整備基準に適合するようにしなければなりません。

浸水のおそれのある区域

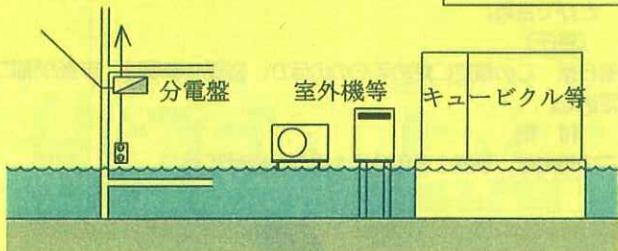
琵琶湖・野洲川・草津川における浸水予測区域を示したものです。

※この区域は、下記窓口やホームページで閲覧することができます。
窓口：草津市産業建設部河川課
：草津市産業建設部建築指導課
ホームページ
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

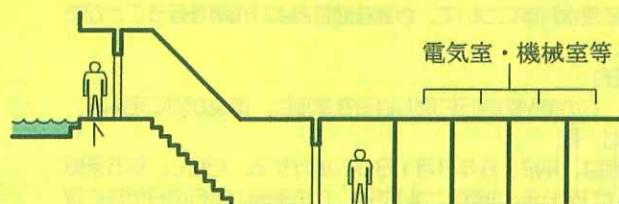
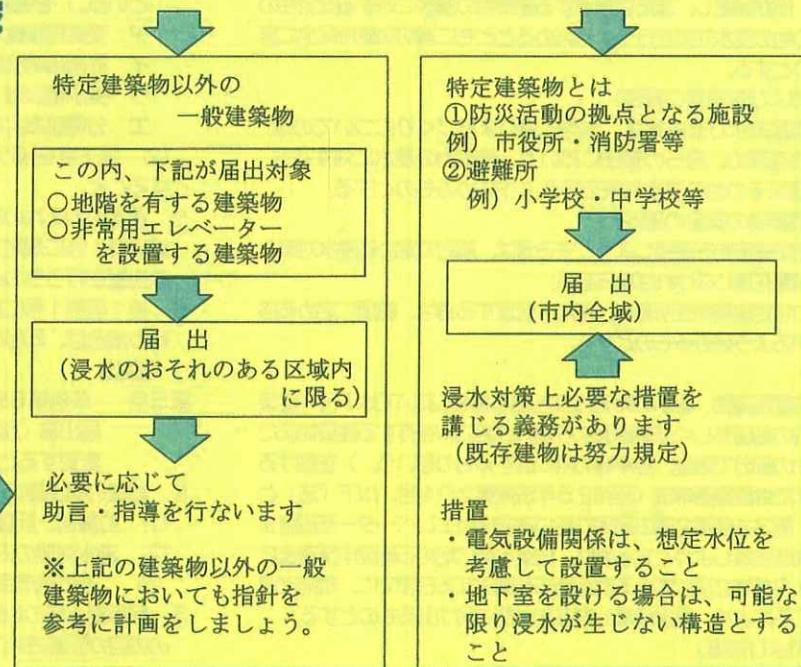
浸水対策の整備指針

○床上浸水を未然に防ぐ
○生活を守る
○財産等を守る
○設備等を守る
○地下空間を守る
※整備指針は、建築指導課のホームページで公表しています。

<事例>



設備機器等を事前に上げておく



地下への浸水を事前に防ぐ

草津市建築物の浸水対策に関する条例

平成18年6月30日
草津市条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者および市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 浸水のおそれのある区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (4) 特定建築物 防災活動の拠点となる施設、草津市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき作成された計画をいう。）に定める避難所、広域避難所等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

- 1 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、建築物の浸水対策に関する指針を定めるものとする。
- 2 市は、浸水のおそれのある区域および前項に定める指針の情報提供を行い、市民および事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。
- 3 市は、市が設置し、または管理する建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるとともに適切な維持保全に努めるものとする。

(市民および事業者の責務)

- 第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

(特定建築物の安全の確保)

- 第5条 特定建築物を建築しようとする者は、規則で定める浸水対策上必要な措置を講じなければならない。
- 2 既存の特定建築物を所有し、または管理する者は、前項に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

(届出)

- 第6条 特定建築物、浸水のおそれのある区域内において地下室（建築物の周囲の地面もしくは道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で居室、倉庫等の用に供するものをいう。）を設ける建築物または建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき非常用エレベーターを設置する建築物を建築しようとする者は、法第6条に定める確認申請書または法第18条第2項に定める計画通知を提出する日までに、規則で定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出るものとする。

(助言および指導)

- 第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言および指導を行うことができる。

(委任)

- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第6条の規定については、この条例の施行の日以後に確認申請書または計画通知が提出される建築物について適用する。

草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水のおそれのある区域)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める区域は、別に定め、これを告示するものとする。

(特定建築物)

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の地盤の高低差等により浸水のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市役所
- (2) 西消防署
- (3) 西消防署分署
- (4) 草津警察署
- (5) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき告示された救急病院
- (6) 滋賀県南部振興局
- (7) その他市長が必要と認める建築物

(浸水対策上必要な措置)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める浸水対策上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 次に掲げる設備の設置については、浸水のおそれのある区域内において浸水した場合に想定される水深（以下「想定水位」という。）を考慮すること。
 - ア 受変電設備
 - イ 非常用電気設備
 - ウ 受水槽設備
 - エ 分電盤および端子盤

(2) 地下室を設ける場合は、浸水を可能な限り生じさせない構造とすること。

2 浸水のおそれのある区域以外に位置する特定建築物にあっては、前項第1号に規定する想定水位を50センチメートルとして必要な措置を行うものとする。

3 第1項第1号に掲げる設備の機能に支障のないよう浸水対策を行なう場合は、同号の想定水位を考慮することを要しない。

(届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、浸水対策検討（変更）届出書（別記様式）によるものとする。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図および断面図
- (2) 浸水対策の内容を明記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の位置図、配置図、平面図および断面図に浸水対策の内容が記載されている場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

